

【シンガポール】 指定商品及び指定役務の補正に関するCircular No. 11/2015について

2016年1月14日

ジェトロ・バンコク事務所

シンガポール知的財産庁は、2015年12月22日、指定商品及び指定役務の補正に関するCircular No. 11/2015を公表した。

本Circularは、国内出願の場合における補正申請（TM27）を提出した後、又はシンガポールを指定する国際出願の場合における補正に関する審査官の提案に同意する旨の回答書を提出した場合には、その後は、確定された補正後の指定商品及び指定役務の範囲を拡大できないことを明らかにしている。

公開日

2015年12月22日

URL等

[https://www.ipos.gov.sg/AboutIP/TypesofIPWhatisIntellectualProperty/Whatisatrademark/CircularsandPracticeDirections/2015.aspx#201511\\_1](https://www.ipos.gov.sg/AboutIP/TypesofIPWhatisIntellectualProperty/Whatisatrademark/CircularsandPracticeDirections/2015.aspx#201511_1)

本内容は、日本貿易振興機構が2016年1月現在TMI Associates (Singapore) LLPより入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは当該機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこの通りであることを保証するものではないことを予めお断りします。